

健康状態告知書質問事項

所得補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合には、健康状態の告知が必要です。「告知の大切さに関するご案内」をご確認のうえ、加入依頼書(兼告知書)にご回答ください。

所得補償にご加入される方はご回答ください。

質問1	<ul style="list-style-type: none"> ●告知日(ご記入日)より過去3か月以内に入院をしたこと、または手術を受けたことはありますか。 ●現在入院または手術の予定(医師から勧められている場合を含みます)はありますか。 <p>(※)正常分娩に伴う入院・手術を除きます。</p>	1 し あ り
↓ 全てなし		
質問2	告知日(ご記入日)より過去2年以内に【A表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、または【A表】の病気・症状のため、医師の指示による検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けたことはありますか。	あ り
↓ なし		
質問3	告知日(ご記入日)より過去2年以内に【B表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、または【B表】の病気・症状のため、医師の指示による検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けたことはありますか。 (被保険者本人で「あり」の場合には、ア～エのうち該当するもの全てに○をつけてください。)	あ り
↓ なし		

申し訳ございませんが、お引受けできません。

お引受けできます。
加入依頼書(兼告知書)に回答をご記入のうえ、
枠内の署名欄にご署名ください。

被保険者本人
お引受けすることができますが、質問3で、ご記入いただいたア～エに対応する【C表】の病気・症状が補償対象外(特定疾病等不担保特約セット)となります。ご同意いただける場合は、加入依頼書に回答をご記入のうえ、枠内の署名欄にご署名ください。
※主治医が【C表】の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しても、補償の対象外となりますのでご注意ください。

【A表】お引受けできない病気・症状	
悪性新生物	<ul style="list-style-type: none"> ●がん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む) ●上皮内がん(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成を含む)
循環器系の病気・症状	<ul style="list-style-type: none"> ●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む) ●心臓病(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症を含む) ●動脈の疾患(動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄を含む)
消化器系の病気・症状	<ul style="list-style-type: none"> ●胃潰瘍 ●十二指腸潰瘍 ●肝炎(A型肝炎をのぞく) ●肝硬変 ●慢性膵炎
呼吸器系の病気・症状	<ul style="list-style-type: none"> ●ぜんそく(気管支喘息)(プレドニゾン、プレドニン、メドロール、レダコート、リンデロン等の経口ステロイドを処方された場合) ●慢性気管支炎 ●肺気腫
泌尿・生殖器系の病気・症状	<ul style="list-style-type: none"> ●腎不全 ●腎硬化症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ
眼の病気・症状	<ul style="list-style-type: none"> ●眼底出血 ●網膜の病気
その他の病気・症状	<ul style="list-style-type: none"> ●糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含む) ●結核 ●免疫不全症 ●メニエル病 ●認知症(アルツハイマー病を含む) ●精神の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む) ●厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方)

【B表】条件付でお引受けできる病気・症状
ア. 高血圧症、脂質異常症(高脂血症)
イ. 白内障、緑内障
ウ. 脊椎、背骨および椎間板の障害(脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症を含む)
エ. 前立腺肥大、子宮筋腫

【C表】補償対象外となる病気・症状 ^(※1)
ア. 脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓)、狭心症、心筋梗塞、不整脈 ^{※2} 、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄
イ. 白内障、緑内障 (質問3で告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。)
ウ. 脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症
エ. 前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫

※1 主治医が上記病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますのでご注意ください。
 ※2 心房細動は補償の対象となります。